第十一号書式（第16条の２第１項関係）（平15法省令60・全改、平20法省令３・令元法省令11・一部改正）

その他の金銭供託の供託書正本

(注)1. 供託金額の冒頭に￥記号を記入すること。
なお，供託金額の訂正はできない。
2. 副本は折り曲げないこと。

供託書（雑）

申請年月日	年　月　日	法令条項	年度金第　号
供託所の表示		供託の原因たる事実	
供託者の住所氏名	（代理人による供託のときは，代理人の住所氏名をも記載すること。）		
被供託者の住所氏名			
1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権 2. 反対給付の内容		備考	
供託金額	百　十　万　千　百　十　円		

上記供託を受理する。
供託金を　年　月　日までに日本銀行　における供託所口座に払い込まれたい。同日までに払い込まないときは，この決定は効力を失う。
又は
上記供託を受理する。
供託金の受領を証する。
若しくは
上記供託を受理する。
年　月　日
法務局
供託官　印

受入書式
上記供託金の受入れを証する。
年　月　日
日本銀行　印

供託金の受領を証する。
年　月　日
法務局
供託官　印

備考　用紙の寸法は，日本産業規格Ａ列４とする。